

入 札 説 明 書

案件名 徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕

I	入札説明書	(頁) 1～4
II	提出書類一覧表	5
III	入札書・委任状	6～9
IV	仕様書に関する質問書	10
V	契約書(案)	11～14

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 修繕の名称及び数量
徳島県郷土文化会館 舞台諸幕設備取替修繕 一式
- (2) 修繕内容等
徳島県郷土文化会館 舞台諸幕設備取替修繕仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 修繕期間
仕様書のとおり。
- (4) 納入期限
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号) 第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 過去10年以内に、国、地方公共団体または独立行政法人が設置した劇場、会議室、展示室又はこれに類する施設(客席数800席以上)の舞台諸幕設備における設置施工業務、取替修繕業務を行った実績を有する者、若しくは過去10年以内に、国、地方公共団体又は独立行政法人が設置した劇場、会議室、展示室又はこれに類する施設(客席数800席以上)の舞台諸幕設備に係る保守点検実績を有する者であることを証明する書類(以下「事業実績調書」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ⑤ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

＜参加資格申請書の提出場所＞

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

当ホームページで交付する。
なお、仕様の変更があった場合、ホームページで通知する。

4 問合せ等について

- (1) この入札についての問合せ先
徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化振興課文化創造室
電話 088-621-2119
電子メールアドレス bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せについての受付期間
問合せについては、電子メールによるものとする。
なお、期間については、令和7年8月18日(月曜日)までとする。
これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 事業実績調書について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、事業実績調書を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。
事業実績調書の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。
なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 事業実績調書の提出期限、提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和7年8月25日(月曜日)
 - ② 提出場所
所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階
所属名 徳島県観光スポーツ文化振興課文化創造室
 - ③ 提出方法
持参または郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法等

- ①日時
令和7年9月1日(月曜日)午後2時
- ②場所
所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階702会議室
- ③入札書の提出方法
持参または郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。)
- ④入札書の提出期限及びあて先
提出期限 令和7年8月27日(水)午後5時必着
宛先 770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階
徳島県観光スポーツ文化振興課文化創造室

(2) 入札の方法等

- ①入札の方法
「徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕一式の総価」で行う。
- ②入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
 - ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
 - ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕一式」の総価を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
 - オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
 - カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
 - (ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等)にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
 - (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等)にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
 - キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
 - ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。
- ③再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。
また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ②記名のない入札
- ③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げる
ところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載の
ないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦郵便によりした入札
- ⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認め
たものであって、予定価格の制限の範囲内で最 低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、
落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。
この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化振興課文化創造室

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。
本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 事業実績調書等提出時

(1) 事業実績調書等

事業実績調書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

①事業実績調書

実績を有する者であることを証明するものとし、事業実績調書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。記載にあたっては、事業実績調書の留意事項に基づき記載すること。

②工事実績等を証する書類 1部

コリンズ工事カルテまたは契約書の写しを添付すること。

③価格一覧表(税抜き) 2通

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※事業実績調書のデータが必要な場合は、ホームページからダウンロードしてください。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件『徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕』を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行す

る「徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名（支社・支店名等）
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行
する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: 徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕

商号又は名称

連絡先

電話番号

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕業務契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）とは、徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備取替修繕業務（以下「業務」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 乙が実施する業務は、別紙仕様書のとおりとする。

（業務の処理）

第2条 乙は、前条の仕様書に従い、業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金●●●, ●●●, ●●●円とする（うち消費税及び地方消費税の額金●●, ●●●, ●●●円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第6条 甲は、業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な契約業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（検査等及び引渡し）

第8条 乙は、修繕が完了したときは、遅滞なく甲に別添検査請求書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の検査請求書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり甲から改善を命ぜられたときは、直ちに改修を行い、再検査を受けなければならない。この場合、改修に要する経費は、理由のいかんに関わらず、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、前2項の検査の結果、修繕が適正に行われていると甲に認められたときは、遅滞なく徳島県郷土文化会館舞台諸幕設備の引渡し（以下「業務対象物」）を行うものとする。

（引渡し前における業務対象物の毀損等への措置）

第9条 乙は、前条第4項に規定する引き渡しの前に、業務対象物に忘失又は毀損等が生じた場合、全て乙の負担において補修するものとする。

（契約金額の支払）

第10条 甲は、検査が完了し業務対象物を受領した後、乙から適正な完成報告書及び支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（契約不適合責任）

- 第11条 第8条第2項及び第3項に規定する検査終了後に、甲において契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、契約不適合が甲の過失である場合を除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに乙の費用負担により、これを補修しなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙が補修に応じる期間は、業務対象物の引渡し後1年間とする。

（契約期間の延長）

第12条 乙は、天変地変その他乙の責めによらない事情が生じた場合、甲に対し理由を付して契約期間の延長を求めることができる。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第13条 契約期間内に経済事情の激変又は予測することができない理由の発生により契約金額が著しく不相当であると認められるときは、事情を調査し甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第14条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する契約金額を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙 ●●●●●●●●
●●●株式会社
代表取締役 ●● ●●